

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 26 日

(一社) 日本加工食品卸協会 殿

食料産業局食品流通課

消費税の軽減税率制度実施後において軽減税率対象金額に一定の割合を乗じて支払手数料を計算する方法と消費税転嫁対策特別措置法の「買ったたき」の関係についての取扱い（周知依頼）

このことについて、公正取引委員会に問い合わせたところ、「特定事業者が特定供給事業者に対して、軽減税率が適用される「税込の販売高」に一定の割合を乗じて、標準税率が適用される「支払手数料」等の金額を計算することは、消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号の「買ったたき」に当たるものと考えられます。」との回答がありましたのでお知らせいたします。

この場合、例えば、「税抜の販売高」に一定の割合を乗じて計算した金額（税抜の支払手数料等）に、標準税率で計算した消費税額を上乗せする方法に変更する」又は「支払手数料」等を算出する際の割合を標準税率が適用されることによる影響分を考慮した割合に変更する」対応を行うことが必要になります。

貴団体におかれては、消費税転嫁対策特別措置法の趣旨及び遵守事項について十分理解のうえ、上記の取扱いについて傘下の事業者に対し周知徹底をお願いいたします。

公正取引委員会 官房参事官・取引企画課 様

平成31年3月11日  
農林水産省経営局  
総務課調整室

軽減税率制度実施後において軽減税率対象金額に一定の割合を乗じて支払手数料を計算する方法と「買ったたき」の関係についての取扱い（照会）

### 1. 現状の取扱い

自動販売機の設置手数料（支払手数料）や、卸売市場における完納奨励金等の金額を計算する場合において、「税込の販売高」に一定の割合を乗じて計算する方法が採られている場合がある。

### 2. 軽減税率制度後における考え方

軽減税率制度の実施後において、「支払手数料」や「完納奨励金等」は、役務提供の対価として標準税率が適用される。一方、それらの計算の元となる、自動販売機での飲料の販売や卸売市場における生鮮食料品等の販売については、基本的に軽減税率が適用される。

### 3. 照会事項

特定事業者が特定供給事業者に対して、軽減税率が適用される「税込の販売高」に一定の割合を乗じて「支払手数料」等の金額を計算する場合、標準税率が適用される「支払手数料」等の金額（税込）が据え置かれることとなるが、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号の「買ったたき」に当たると考えられるか。

また、その場合において、例えば、以下の対応を行えば、「買ったたき」には当たらないと考えてよいか、見解を伺いたい。

- ・ 「税抜の販売高」に一定の割合を乗じて計算した金額（税抜の支払手数料等）に、標準税率で計算した消費税額を上乗せする方法に変更する
- ・ 「支払手数料」等を算出する際の割合を標準税率が適用されることによる影響分を考慮した割合に変更する

（参考）税込の販売高に一定の割合（例：20%）を乗じて自動販売機の支払手数料等を計算する方法

【現行】 税込 10,800 円 × 20% = 2,160 円（税抜 2,000 円 税 160 円）

【軽減税率後】 税込 10,800 円 × 20% = 2,160 円（税抜 1,964 円 税 196 円）

⇒ 税抜の販売高から計算する方法に変更

税抜 10,000 円 × 20% = 2,000 円（+税 200 円） → 2,200 円（税込）

支払手数料等の割合を変更（例：20% → 20.37%）

税込 10,800 円 × 20.37% = 2,200 円（税抜 2,000 円 税 200 円）

（以 上）

(事務連絡)

平成31年3月13日

農林水産省経営局 総務課調整室 様

軽減税率制度実施後の「買ったたき」に関する貴省からの照会について

平成31年3月11日付別添文書により貴省から照会のあった標記の件について、特定事業者が特定供給事業者に対して、軽減税率が適用される「税込の販売高」に一定の割合を乗じて、標準税率が適用される「支払手数料」等の金額を計算することは、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号の「買ったたき」に当たるものと考えられます。

また、その場合における対応方法については、貴省の考え方に特段の異論はない旨お伝えします。

なお、個別の事案について「買ったたき」等に当たるか否かについては、事実関係等を確認した上で判断を行うことになることに留意していただきますようお願い申し上げます。

公正取引委員会事務総局  
経済取引局取引部  
官房参事官・取引企画課

## 軽減税率実施後の支払手数料等の計算方法について

【未定稿】

- 飲食品の販売高（税込）に一定の割合を乗じて支払手数料等を計算する取引がある。
- 軽減税率制度実施後においては、支払手数料は標準税率となる一方、その計算のもととなる飲食品の販売高は軽減税率が適用されることとなる。
- 軽減税率制度実施後において、「**税込の売上げ（軽減税率）**」に手数料割合を乗じて「**税込の支払手数料等**」を算出する方法を存置すると、**結果として、税込の支払手数料等が据え置かれる**こととなるため、
  - ・ 手数料の計算方法を、「**税抜の売上げ（軽減税率）**」から計算する方法に変更する
  - ・ 手数料率を、**標準税率が適用されることによる影響分を考慮した割合に変更する**といった対応を行うことが考えられる。

（注）売の手と買の手が消費税込特別措置法上の特定供給事業者・特定事業者の関係である場合、上記対応を行わないと「買ったたき」に該当すると考えられるため留意。

（例）税込販売高に割合を乗じて自販機の販売手数料を計算する場合

